

かしわら芸術祭実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、かしわら芸術祭実行委員会という。

(目的)

第2条 本会はまちづくりなど各分野との有機的な連携をもつことにより、文化芸術により生み出される様々な価値を生かし、地域の芸術文化の振興と地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) かしわら芸術祭の企画及び運営と支援に関すること
- (2) 文化芸術活動が活発に行われる環境の整備とその醸成を図ること
- (3) その他、前条の目標を達成するために必要な事業の実施

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、事業を企画し推進する個人または団体もしくは法人

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1～2名
 - (3) 理事 各団体等から1名程度
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局次長 2名
 - (6) 会計 1名
 - (7) 監事 2名
- 2 役員を選出は、会員のうちから互選とし、その任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 役員職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
 - (3) 理事は、本会の運営に関する重要な案件を審議する。
 - (4) 事務局長は、本会の総務、会議等の事務の処理、事業計画に基づく事業の遂行、その他必要な業務の処理を行う。
 - (5) 会計は、本会の運営にかかるすべての収支を管理し、決算書の作成を行う。
 - (6) 監事は、会計その他の事務を監査する。

(組織)

第6条 本会は、次に掲げる総会、理事会及び事業推進サポート組織をもって構成する。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成し、会長の招集により開催し、次の事項を出席会員の過半数をもって決する。

- (1) 事業計画及び予算

- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第8条 理事会は、監事を除く本会役員をもって構成し、本会の運営に関する重要な案件を審議する。

- 2 理事会は会長が招集し、会長がその議長となる、また、実行委員会の活動に関する事項は、理事会の合議により決定する。

(事業推進サポート組織)

第9条 事業推進サポート組織は、本会の事務局と連携して運営実務を担うものとし、その内容については、別途規定で定める。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 補助金及び助成金
- (2) 寄付金・協賛金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第11条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則

- 1. KASHIWARA 芸術祭実行委員会の名称表記を、かしわら芸術祭実行委員会に変更する。
- 2. この規約は、2023年4月1日から施行する。
- 3. この規約の制定により、KASHIWARA 芸術祭実行委員会会則を廃止し、これに代わるものとする。

かしわら芸術祭実行委員会事業推進サポート組織規定

- 第1条 本規定は、かしわら芸術祭実行委員会規約第6条に規定する事業推進サポート組織の内容を定める。その事業推進サポート組織の通称を Any アートとする。
- 第2条 本組織は、かしわら芸術祭実行委員会事務局と連携し、かしわら芸術祭実行委員会の目的達成のため、その運営実務を担う。
- 第3条 本組織は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) かしわら芸術祭の企画運営推進
 - (2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の企画開催
 - (3) 機関誌、パンフレット等の発行
 - (4) ワークショップ、研修会、研修旅行等の開催
 - (5) 行政等への提言
 - (6) その他の事業
- 第4条 本組織は、第2条の目的に賛同する会員をもって構成する。会員は、一般会員及び賛助会員とし、賛助会員は議決権を有しない。
- 第5条 本組織の会議は、すべて出席者によって構成され、議決は多数決による。
- 第6条 本組織は、次の役員をおく。総会の際に選出し、その任期は2年とするが、再選は妨げない。
- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 複数名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 複数名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 運営委員 若干名
- 第7条 運営委員会は、代表、副代表、事務局長・次長、会計、運営委員などで構成する。
- 第8条 事業の企画運営における専門的な意見及び相談するためアドバイザー（参与）を設置する。
- 第9条 本規定に定めのない事項については、運営委員会で決定する。

附則（設立年月日と経過等）

- 1 2020年2月1日設立。
- 2 柏原ビエンナーレ実行委員会とアッポコ（アーツプロジェクト in 大阪柏原）とを統合する。なお、柏原ビエンナーレの設立以降の歴史的な経緯を踏まえ柏原ビエンナーレの名称を継続使用する。
- 3 会則の承認に伴い柏原ビエンナーレ規約を廃止する。
- 4 2020年度の事業年度は設立時から始める。
- 5 設立時の代表等については、当面2019年度実行委員会が担う。
- 6 組織整備のため会則改訂する。（2021年7月）
- 7 かしわら芸術祭実行委員会の理事会等の設置に伴い、新たに規約を策定し、その下に規定より事業推進サポート組織の位置づけを行った。（2023年4月）